

② 遺言書あり／遺言執行者がいない場合

- ・遺言執行者の指定や選任がなく、受遺者様が相続手続きをされる場合、下記の書類等が必要です。
- ・遺言書等は原本の提示が必要です。遺言書は当金庫でコピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。

No.	必 要 書 類	入手先
1	被相続人様（亡くなられた方）の「死亡の記載がある」 戸籍（除籍）謄本（または法定相続情報一覧図）	市区町村役所 （法務局）
2	受遺者様の印鑑証明書 ・発行より6ヶ月以内のもの ・受遺者様が未成年者等の場合は、代理人様の印鑑証明書が必要です。	市区町村役所
3	遺言書 ・公正証書遺言の場合は、遺言書謄本または正本をご準備ください。	お客さま
	検認済証明書または検認調書謄本 ・公正証書遺言以外（自筆証書遺言、秘密証書遺言）の場合は家庭裁判所での 検認手続きが必要です。遺言書情報証明書がある場合は不要です。	家庭裁判所
	遺言書情報証明書 ・自筆証書遺言を法務局（遺言書保管所）で保管されている場合に必要です。	法務局
4	相続に関する依頼書 ・受遺者様（複数名いる場合は代表として手続きを行う方）に署名・捺印（実 印）をしていただきます。	当金庫
5	相続に関する委任状 ・受遺者様が複数名の場合に代表となる受遺者様以外の受遺者様の署名・捺印 （実印）をしていただきます。	当金庫
払い戻し等の際、窓口にお持ちいただくもの		
6	受遺者様（代表者）の実印 ・受遺者様（複数名いる場合は代表として手続きを行う方）の実印。	お客さま
7	被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等 ・お手続きされる預金口座の通帳・証書・キャッシュカード等をご準備くださ い。喪失されている場合は、別途ご提出いただく書類がございます。	お客さま

※遺言書の内容によっては、遺言書がない場合と同様に、被相続人様の出生時から死亡時までの連続した戸籍謄本等が必要となる場合があります。

※被相続人様のお取引内容により別途書類が必要となる場合があります。